

# 明日のために

名古屋市立山王中学校  
3年進路通信  
No.3  
令和7年6月13日

- 上級学校を選ぶときに、学級や集団の中で、自分がどういうタイプかを把握しておくことを選択しやすくなるかもしれません。自分がどちらのタイプか考えてみましょう。他のタイプの人もいるかもしれないですね。

## 切磋琢磨タイプ

切磋琢磨：学問・道徳に励みに励むこと。また、仲間同士互いに励まし合って向上すること。

切磋琢磨タイプの方は、周りに自分より優れた人間がいると、自分の能力も伸びていくタイプです。また、自分でコツコツ努力できる傾向が強いです。よって、ある程度自由に時間が使える公立の普通科の学校、特に自分の実力と同じくらいの生徒が多くいる学校を目指してみたいかがでしょうか。合格した後に実力を高めて、より高度な教育をしている大学や専門学校に進学できるかもしれません。

## 鶏口牛後タイプ

鶏口牛後：大きな組織や集団の中で末端にいるよりは、小さな組織や集団のトップになった方がよいこと。

鶏口牛後タイプの方は、周りより自分が優れていると感じると、伸び伸びと実力が発揮できるタイプです。また、周囲に促されて努力する傾向があることが多いです。よって、ある程度きっちり指導してもらえる学校、特に入学後、自分が成績上位でいられる学校を目指してみたいかがでしょうか。上級学校を卒業した後に、就職や指定校推薦で大学進学を考えている人にお勧めです。

- 奨学金等について

奨学金は大きく分けて返還義務のない「給付型」と、卒業後に返還義務がある「貸与型」に分けられます。さらに貸与型は、利子があるものとないものとに分かれます。裏面をご覧ください、ご希望される方は、各クラスの担任にお伝えください。お子さんを通じて申込用紙などをお渡しします。また、説明会でもお話ししましたが、昨年まで実施されていた入学準備金制度は廃止されました。それに替わる奨学金制度が実施される予定です。詳細が決定したらまたお知らせします。

給付	減免 入学料や授業料の一部又は全額を免除される場合	公立高校（愛知県教育委員会のHP参照） →「愛知県立高等学校入学料・授業料について」で検索。
	補助金 入学納付金や授業料を補助される場合	私立高校・専修学校（愛知県私学協会HP参照） →「私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について」で検索。
	私学独自のもの	成績やスポーツなどの技能に応じて私学が設定する (例) 家族（父母兄弟など）が在籍・卒業生 入学試験成績優秀者 スポーツ・文化の大会・コンクール実績者 など
貸与	貸付金 学資に必要な一定の金額が貸し付けられる場合	国公立私立様々な種類がある →愛知県高等学校等奨学金（裏面参照。希望者は担任まで申し出てください） →私立高等学校の生徒への奨学資金の貸付 →あしなが育英会 →交通遺児育英会 など

※ 申込期限に関しては厳守でお願いします。準備していただく書類もあるのでご注意ください。

※ 希望者は個別相談ができます。以前配布した用紙を提出してください。

**中学生の皆様へ  
愛知県高等学校等奨学金  
令和8年度奨学金の貸与予約申請の御案内**

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与（無利息）をおこなっています。  
来年度、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程への進学を予定して、奨学金の貸与を希望される方は、在学する中学校に申し出てください。

**1 申込みの方法**

申請書類を在学している中学校から受け取り、在学している中学校へ提出してください。

**2 申込み期限**

令和7年7月の在学する中学校が指定する日まで（7月15日までとします。）

**3 奨学金の概要**

(1) 貸与月額及び返還期間

区 分		貸与月額	返還期間	左記と選択できる貸与月額	返還期間
国公立校	自宅通学	18,000円	10年	11,000円	6年
	自宅外通学	23,000円			
私立校	自宅通学	30,000円	12年		
	自宅外通学	35,000円			

※ 予約決定のみでは貸与を受けることができません。高等学校等へ入学後、入学した学校を通じて、6月に申請手続きをする必要があります。

(2) 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じて上表返還期間で返還（原則、月賦による均等返還）

(3) 返還猶予

- ・卒業後も、大学、専門学校などの教育機関に在学中は、申請により返還を猶予します。
- ・低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。

**4 予約採用の対象となる方**

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に進学を希望している方

(2) 経済的要件

親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除<sup>※</sup>後の額が230万円以下の方

※ 親権者等の扶養親族のうち、令和7年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

**5 問合せ先**

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話 052-954-6785(ﾀﾞｲﾔﾙ)）